

名の意見書が提出され、政
府の継続的不作為行為が立

民はほぼ皆無であった。政府がらみの組織的で継続的

て、漁船員の被災を認め、
救済の必要性について立法
府と行政府に検討を求め
た。

み」「窓口はなく、資料もない」というものであった。
教科書にも、第五福竜丸事件としか記入されず、第五福竜丸以外にビキニ被災船があると認識していた国



論占

ビキニ水爆被災事件に光を当て、被災者
救済と核兵器禁止条約推進のために（上）

山下 正寿（太平洋核被災支援センター事務局長）

二
下

い。証された。
以下、裁判に至る背景・動機（今号）、裁判・労災認定をめぐる現状と課題（次号）について述べた

**第五福竜丸以外のビキ
二被災船は国民に知ら
されず**

1954年のビキニ核実験による被災漁船（延べ1000隻）の元船員・遺族が2016年5月、救済を求めて「ビキニ国家賠償請求訴訟」を高知地裁に起こした。訴訟では被告側が、証拠書類、証言、傍聴ともに政府側を圧倒したが、2018年7月20日の地裁判決は、不当にも「20年の時効」により原告の請求を棄てられた。ビキニ事件から30年を経過していたが、先人見立持にて、高校生の教員も含めて、この問題をめぐる議論が再燃する。一方で、高齢者たちの現状が問題視され、被災者支援のための活動が活発化している。



被ばく漁船員の審査請求で行われた厚生労働省保険審査会の公開審理。こちら向き左側が請求者代理人ら=5月16日、厚生労働省

第五福竜丸乗組員の尿調査について、東大病院入院乗組員2人の尿の提出分析と5人が遅れて追加されたが、第一病院入院中の患者16人のサンプルをまだ受け取

厚生省の原爆症調査研究協議会は、ビキニ水爆実験による船員の放射線被災データを分析する立場にいたが、日本のマグロ漁船乗組員の内部被ばくの実態を隠蔽した。また、久保山愛吉・第五福竜丸無線局長の死体解剖と肝臓の提供などに関与する立場にあり、半国核実験による人体影響調査に協力する姿勢をとった。

この原爆症調査研究協議会に元731部隊関係者3人が含まれていた。これらの人々は、731部隊が戦時中果たした責任を米国に免除してもらうことと引き換えに米国の核戦略に協力した。

「協議会」環境衛生部委員に任命された宮川正会は、12月22日、食品衛生部会で「マグロはもう大丈夫」と発表。25日、厚労省がマグロ検査の中止を決定、29日に「マグロ検査の廢止を閣議決定するが、宮川は、このマグロの放射能検査打ち切りの判断を下した中心人物と言われている。

て文決ビと、予認セザン密の支を

ルは、米議会
ない最大限度
出されていた
心理戦略の
米政府の最高
工作を検討し
ある工作調整
B) の承認を
ノハワー大統
のもと、対外
鼻から出され
また、駐日大
重光外相との
キニ水爆被災
一と日本の戦
子通り並立す
議論されてい

に諮る必要の額として。米国政府協議機関でレベルで秘めた委員会委員会(0)へて、アイ領による承認工作本部のた。使アリソン会談では、問題の「解犯解放」とがる問題とした。戦犯で

もあった重メモの最後犯の解放と題を解決す人々に好意政府の役割せ、ほかのある行動の関係改善に貢献するとき、戦犯解き人の対米翻が述べられ米側は、者」にも注 グロ放棄 らないこ

する上
いる。事件を
る代償
め、そ
以外の
救済措
棄民と
犯はそ
二件事
の形成
た。

め、日本側に求めて
日本政府は、ビキニ
を米国のために処理す
るとして戦犯釈放を求
るために第五福竜丸
の被災乗組員は、何の
措置も受けぬことなく
にして放置された。戦
その後釈放され、ビキ
ニは、日本の保守政治
に大きな影響を与えた

第五福竜丸以外に被災者が拡大することを警戒した。省で、日米双方の最高陣に外務、厚生両省等が加した会合が開かれる。の会議には米国側からCC（原爆傷害調査委員）所長のモートン博士（）、アイゼンバット博士（）、米原子力委員会保健部長）、米極東軍陸軍大佐（）、海軍大佐らを参加し、日本の厚生省

隐蔽した。また、久保山愛吉・第五福竜丸無線局長の死体解剖と肝臓の提供などに関与する立場にあり、米国の核実験による人体影響調査に協力する姿勢をとり続けた。

正を告示したと主張した。昭和29年3月27日、官報でビニ海域は、兵実験のために非常に危険であるとの告示をする等、核実験が行われる以前漁船等に周知していた主張した。

の被難者が、から5月まで汚染船が89隻いる。まつて避難周知に本器で見る。

が明らかにならぬままで、船体放棄され、隻と記録さ
たく、船員になつていなかつた。マグロ漁船の公
である三崎港で、「船港報」にすゞめられた報
の危険は掲載された。これは、第三回
船港によつてて中止、回避した政府の不作為
を放置した政治のものである。

操業中止、回避指示を
しなかつた政府の不作
為行為

高知地裁で、被告側は、
海上保安庁は昭和28年10
月10日、官報で、ビキニ環
洋のため」と記載せず「兵器
の実験のため」となってい
た。これでは、遠洋マグロ
漁船に危険性が伝わらず、
しかも周辺海域で操業して
いた漁船が核実験の影響を
回避することは不可能だつ
た。

ビキニ事件処理と戦犯 釈放が取り引きされた 日米政治決着